

報告第10号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月7日

西脇市長 片山 象三

1 西脇市専決第2号

事故発生日時	平成29年11月19日 午前10時30分頃
事故発生場所	西脇市上比延町 島田池付近
相手方	市内女性
原因・状況等	消防団員が消防自動車で巡回中に、島田池付近で旋回をしようとしたところ、追い抜こうとした相手方車両と接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方20%、市80%
損害賠償の額	相手方車両修理費 580,000円×80% = 464,000円を賠償する。 消防自動車修理費 282,549円×20% = 56,510円を相手方に賠償させる。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成30年3月6日

2 西脇市専決第3号

事故発生日時	平成30年1月26日 午前6時30分頃
事故発生場所	西脇市富吉南町 121番地の1
相手方	市内男性
原因・状況等	消火活動のため消防団員が消防自動車で火災現場に出動中に、交通の妨げにならないように停車位置を変更しようとして後退させたところ、駐車していた相手方車両と接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費 179,000円×100% = 179,000円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成30年3月20日

3 西脇市専決第5号

事故発生日時	平成28年9月4日 午前9時00分頃
事故発生場所	西脇市野村町1796番地の270 重春グラウンド
相手方	市内男性
原因・状況等	重春グラウンドで開催されたソフトボール大会において、守備中に打球を追っていたところ、溝に足を取られてコンクリート壁面に激突し、右膝蓋骨骨折を負い、疼痛障害が残った。 過失割合 相手方70%、市30%
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料等 2,479,334円×30% = 750,000円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成30年5月15日

